

公立大学法人敦賀市立看護大学保健管理室規程

平成26年4月1日  
公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第15条第1項の規定に基づき設置する保健管理室の組織及び運営に関し、同条第2項に基づき必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 保健管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公立大学法人敦賀市立看護大学及びその設置する敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生に対する保健企画に関すること。
- (2) 本学の教職員及び学生の健康管理に関すること。
- (3) 本学の教職員及び学生の健康相談に関すること。

2 保健管理室は、本学に常勤の職員として勤務する医師がある場合には、本学の学生に対する福利厚生のため、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に定める「診療所」をいう。）の業務を行うことができる。

(保健管理室長)

第3条 保健管理室に保健管理室長（以下「室長」という。）を置く。

2 室長は、医師の資格をもつ本学の教員又は臨床医学若しくはその関連分野を専攻する本学の教員のうちから、理事長（学長）が任命する。ただし、学校医（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を本学の常勤の職員のうちから任命する場合は、学校医をもって室長に充てる。

(保健管理室運営会議)

第4条 保健管理室に、保健管理室運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、保健管理室の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営会議は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 事務局総務企画課長及び教務学生課長
- (3) 保健管理又は関連分野を専門とする教員のうち学長が指名する者 若干名

4 前項第3号に掲げる構成員（以下「選出構成員」という。）の任期は、2年とする。た

だし、補欠の選出構成員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

- 5 選出構成員は、再任されることができる。
- 6 運営会議は、室長がこれを招集し、その議長となる。
- 7 議長は、構成員以外の者を運営会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(保健管理室に関する事務)

第5条 保健管理室に関する事務は、事務局総務企画課において取扱う。ただし、専ら本学の学生に対する事業に関する事務は、総務企画課長が教務学生課長と協議し、教務学生課において取扱うものとすることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、保健管理室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成30年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第14号）（抄）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和3年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。